第一六八回

閣第九号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正 する。

別表俸給月額の欄中「二三三、一〇〇円」を「二三四、四〇〇円」に、「二二五、三〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に、「二一三、三〇〇円」を「二一五、〇〇〇円」に、「二〇四、六〇〇円」を「二〇六、六〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する 法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。
- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。